

社会福祉法人 尚生会
介護老人福祉施設 グリーンハウスみと
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
運営規程

目 次

第1条 事業の目的	第11条 サービス利用にあたっての留意事項
第2条 運営の方針	第12条 苦情に関する対応
第3条 実施主体	第13条 虐待の防止のための措置に関する事項
第4条 施設の名称等	第14条 身体拘束に関する対応
第5条 職員の職種、員数及び職務内容	第15条 ハラスメント対策の強化
第6条 利用定員とユニット数	第16条 感染症対策の強化
第7条 短期入所生活介護の内容	第17条 緊急時における対応方法
第8条 短期入所生活介護計画の作成	第18条 非常災害対策
第9条 利用料その他の費用の額	第19条 業務継続に向けた取組の強化
第10条 通常の送迎の実施地域	第20条 その他運営に関する重要事項

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する「介護老人福祉施設グリーンハウスみと」(以下「施設」という。)が行う「短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業(以下、「本事業」という。)」の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な短期入所生活介護サービス(以下「短期入所サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 施設は、要支援状態または要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- 3 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(施設の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設グリーンハウスみと
- (2) 所在地 茨城県水戸市塩崎町3503番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名(非常勤)
医師は、利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族等からの相談に応じ、必要な助言やその他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護及び緊急時の医療対応を行う。
- (5) 介護職員 34名以上
介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、外部委託の管理、食事の献立の確認、利用者の栄養指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤）

機能訓練指導員は、機能の低下を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護を含む）の作成を行う。

（利用定員とユニット数）

第6条 短期入所サービスの利用定員は原則1日10名を限度とする。ただし、併設施設の利用者の入院等の理由により、一時期に使用されないその空きベッドを利用してサービスを提供する場合は、その限りではない。

2 本事業に係わるユニットの数は1ユニットとする。

檜町一丁目 = 10名

（本事業のサービスの内容）

第7条 入所の対象者は、65歳以上の方で、寝たきりや認知症等によって介護を必要とし、要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方、又は40歳以上65歳未満の方で、疾病による身体機能の衰えが著しい特定疾病者で、要支援認定及び要介護認定要介護認定を受けた被保険者の方。また退所の基準として、利用者が死亡した場合、要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合、ケアプランが変更され本契約に定めるサービスが削除された場合、事業所の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合、事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合、事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合、利用者または事業所から契約解除をされた場合により退所となる。

2 サービスは、次条に定める短期入所生活介護計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- (1) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを、利用者又は家族の希望に添って適切に提供する。
- (2) 懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
- (5) 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し必要かつ適切な介護を行う。
- (6) 利用者の身体状況や栄養状態、嗜好、提供時間等を考え、自立支援に配慮した栄養ケアマネジメントを行い、食事を提供する。
- (7) 利用者又はその家族の希望に応じ、入所及び退所時の送迎サービスを行う。

（短期入所生活介護計画の作成）

第8条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用する利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画の作成を

介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議のうえ短期入所生活介護計画の原案を作成し、利用者や家族に対しその内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所サービスの利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。ただし、低所得者に対しては、自己負担額軽減策が設けられている。詳細は、別紙に定める利用料金表のとおりとする。

- 2 施設は、その他の費用として次のとおり支払いを受けることができるものとする。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設が前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いの同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、水戸市、ひたちなか市、大洗町、茨城町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 施設の設備及び備品等について破損等があった場合は、管理者の判断により現状に回復する対価を、利用者又はその家族が支払わなければならないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

(苦情解決)

第12条 施設サービスの提供にあたり、利用者からの苦情に適切に対応するために苦情受付窓口を設置する。

- 2 提供した施設サービスのに関する利用者からの苦情申し立てに対して市町村及び苦情受付機関が行う調査・照会に協力するとともに、助言・指導を受けた場合には必要な改善を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：管理者）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）

(3) 虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する対応)

第14条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第15条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策の強化)

第16条 施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第17条 短期入所サービスを提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ管理者が定めた協力医療機関やその家族に連絡をして必要な措置を行う。また、必要に応じて24時間の連絡体制を確保している等施設看護職員に連絡をして必要な処置を行い、管理者へ報告を行う。なお、事故等が発生した場合は上記の必要な措置を行い、管理者へ報告を行うとともに、利用者の保険者である市町村及び担当する居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへ報告を行う。

(非常災害対策)

第18条 施設は、消防法等の規定に基づき消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 施設は職員の資質向上を図るため、研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。

- 2 施設は、利用者の使用する施設や設備又は食器や飲用に供する水等について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な処置を講ずる。
- 4 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。また、職員でなくなった後においても同様とする。
- 5 施設は、利用者に対して事業所が行ったサービス提供に関する諸記録を、利用終了日から5年間保存する。
- 6 利用者は、施設が加入する社会福祉施設賠償責任保険の賠償責任保険対象者となる。
- 7 施設は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 8 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人尚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

平成17年 3月25日 一部改正。

平成17年10月 1日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成27年 8月 1日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 1年10月 1日 一部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正
令和 3年 8月 1日 一部改正
令和 4年 10月 1日 一部改正
令和 5年 1月 1日 一部改正
令和 5年 4月 1日 一部改正
令和 6年 4月 1日 一部改正
令和 6年 8月 1日 一部改正
令和 7年 4月 1日 一部改正

グリーンハウスみと

【短期入所生活介護・短期介護予防入所生活介護サービス料金表】

令和7年4月1日より

下記の利用料金表によって、利用者の要介護・要支援区分に応じたサービス利用料金(市町村が定めた負担割合に準じた額)とそれぞれのサービス内容の合計金額をお支払い下さい。

1. サービス利用料金

《介護保険給付対象サービス》

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金(1日)	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円／日						
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18円／日 ※要支援1、2の方は含みません。						
送迎加算(ご自宅↔施設)	片道184円 往復368円						
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記、サービス料金の合計 × 14% (少数点以下四捨五入)						
地域加算(5級地)	上記、サービス料金の合計 × 5.5% (少数点以下切り捨て)						

《介護保険給付対象外サービス》

負担限度段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	1日 300円	朝食のみ 397 円	朝食のみ 397 円	朝食のみ 397 円	朝食 480 円
		昼食のみ 524 円	昼食のみ 524 円	昼食のみ 524 円	昼食 600 円
		夕食のみ 524 円	夕食のみ 524 円	夕食のみ 524 円	夕食 600 円
		1日上限 600円	1日上限 1,000円	1日上限 1,300円	
滞在費 (個室料金)	880 円／日	880 円／日	1,370 円／日	1,370 円／日	2,066 円／日

※1日の利用料金の目安(家族送迎で1日3食召し上がった場合)

要支援度 要介護度 負担限度額段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3割負担	5,719 円	6,177 円	6,415 円	6,661 円	6,931 円	7,188 円	7,437 円
2割負担	5,061 円	5,367 円	5,525 円	5,689 円	5,869 円	6,040 円	6,206 円
4段階(1割負担)	4,403 円	4,556 円	4,635 円	4,717 円	4,807 円	4,893 円	4,976 円
3段階②	3,327 円	3,480 円	3,559 円	3,641 円	3,731 円	3,817 円	3,900 円
3段階①	3,027 円	3,180 円	3,259 円	3,341 円	3,431 円	3,517 円	3,600 円
2段階	2,137 円	2,290 円	2,369 円	2,451 円	2,541 円	2,627 円	2,710 円
1段階	1,180 円						

2. その他、隨時必要となるサービス利用料金

病院受診付添料 ※職員の状況により対応できない場合があります。	600 円/15 分
居宅以外の場所への送迎代	1,840 円/片道
買い物代行	500 円/1回
持込家電電気料(定格消費電力 300W以上 の家電使用に限る)	10 円/1 日
理容・美容サービス	実費
複写物の交付	10 円/1 枚